

令和4年2月7日

保護者の皆さまへ

美晴幼稚園 園長 東 重満

美晴幼稚園新型コロナウイルス対策 基本方針（ガイドライン）について

新型コロナウイルス感染防止に関し、国が示すガイドライン等に基づき美晴幼稚園の基本方針（ガイドライン）改訂版を策定いたしました。なお、この改訂版は2月7日から運用します。

「健康確認と体調不良時の対応」と「感染リスク低減の取組み」は国のガイドラインの変更や新しい知見が周知されることによって（検査や疫学調査および健康観察期間の変更等）、今後も取扱や保護者の皆様へのお願いの内容も更新されることがあります事、ご承知置きください。その場合はその都度お知らせいたしますので、ご協力くださいませ、よろしくお願ひいたします。

幼稚園には在園児や職員とそのつながりのある人々に、それぞれの立場（家族構成や職業など）や状況（持病やその治療など）があり、新型コロナウイルス感染症への不安や対応の仕方にも違いがあります。

幼稚園としては個人やご家族がそれぞれ心情や信念を持つことは尊重しますが、その事を理由に美晴幼稚園の基本方針（ガイドライン）や具体の運用について、批判や不履行におよぶ場合は、園全体の子どもの命をお預かりし職員の安全を確保した上での、教育・保育運営を責任持って実施する事が叶わなくなりますので、登園や預かり保育の利用を控えていただく場合があります事、ご承知置きください。

幼稚園での健全な保育においては、「密集」「密接」を回避して過ごすことは叶いません。そのため、幼稚園での集団生活が新型コロナウイルス感染症と一定の距離を保てる状態を維持することが重要となります。皆様のご理解とご協力によりまして、幼児教育・保育の継続がなされるよう重ねてお願ひいたします。

マーカー部分が改定及び再確認をお願いしたい箇所です。

2022. 02. 07

「美晴幼稚園新型コロナウイルス対策基本方針（ガイドライン）」

【感染防止対策】

健康確認と体調不良時の対応（同居のご家族の症状によるご配慮を再開）

- 1 登園前は必ず検温と健康状態を確認し「体調チェックシート」に記入の上、通園リュックサックに付けている所定のケースに入れて幼稚園に持参してください。
- 2 玄関（バス停）で先生にお子様の健康状態を口頭で申し送りしてください。
- 3 37度以上の熱、咳、くしゃみ、鼻水、のどの痛み、だるさ等の症状がある場合はお休みしてください。（平熱が高い場合はご相談ください。）登園は症状が改善してから24時間以上経過した後をお願いします。
- 4 同居のご家族で上記3の症状が見られる場合、医師による新型コロナウイルス感染症の疑いがない診断、あるいはPCR検査等で陰性が判明するまで、登園や預かり保育の利用をお控えください。→感染状況が拡大傾向にあります、当面の間厳守してください。
- 5 幼稚園では①登園時、②昼食前、③降園前に検温します。その他の時間帯でもお子様の体調の変化に注視し、発熱や咳などの症状がある場合は直ちに職員室で健康観察すると同時に、緊急連絡先にお電話しお迎えをお願いします。その際、遅くとも1時間以内にお迎えに来てください。
※上記の対応は教職員も同様です。

感染および感染の可能性のある方（濃厚接触者）となった場合の対応

- 1 園児本人ないし教職員本人とその同居のご家族が新型コロナウイルスに感染した場合、保健所による療養期間（注）および健康観察期間の間、出席（出勤）停止とします。
- 2 園児本人ないし教職員本人とその同居のご家族が感染の可能性のある方（濃厚接触者）となった場合、原則として外出自粛期間の間、出席（出勤）停止とします。
- 3 園児本人ないし同居のご家族がPCR検査を受ける事になった場合、検査結果が「陰性」と判明するまでの間出席（出勤）停止とします。
- 4 本人や同居のご家族が感染の可能性のある方（濃厚接触者）ではないものの、感染者と関係のある者となった場合は、できるだけ早い段階から幼稚園へご連絡ご相談くださいます様、お願いいたします。
- 5 札幌市の基準に基づき園の判断で臨時休園の措置を講じる場合があります。その場合、預かり保育についても園長が実施の可否を決定します。

- 札幌市の基準に基づき園児が感染の可能性のある方（濃厚接触者）と特定された場合、園から保護者へ連絡いたします。その後の対応はその都度ご連絡いたしますが、1月20日付け「新型コロナウイルス感染症陽性者が発生した時の対応について」をご参照ください。

※ 事由毎に整理した別紙一覧（最終ページ）を参照してください。

感染リスク低減の取組み（取組みの継続と追加事項）

【保育中全般】

- 園内においては、子ども、教職員共にマスク着用を原則とします。
※子どもの状態や活動内容によってマスクを着用しない時間帯もあります。
- 保護者の皆さまも送迎時は必ずマスクを着用してください。
- 園内に入る際は全員消毒液にて手指消毒を励行します。
- 水飲み、うがいは紙コップ（使い捨て）を使用します。
- 共同タオルは使用せず、持参のハンカチまたは紙タオルを使用します。
- 昼食前はポラリエット（流水型電解水消毒液）で手洗い消毒します。
- 園舎内は1時間に一度（10分程度）換気します。
- 園児降園後、園舎内、机椅子、遊具など消毒し、必要に応じて保育中も清掃と消毒を励行します。
- 保育者等は鼻水・よだれ等のケア、オムツの交換、排泄物や嘔吐物の処理時、食事の介助時は場面や子ども毎にゴムないしビニール手袋を着用します。
- 児童ディサービス送迎者、外部業者、配達員等の皆様は原則玄関先で対応します。
なお、感染状況により児童ディの送迎サービスのご利用の中止をお願いする場合があります。

【通園バス】

- 乗車前に手指消毒を励行します。
- 原則として乗車中は、運転手、添乗職員、子ども全員マスクを着用します。
- 通園バス車内は絶えず換気します。
- コース毎に子どもが降車後、塩素消毒を励行します。

【昼食時】

- クラスないし学齢グループ毎にそれぞれの保育室にて。
- テーブルを2台あわせた状態で対面の間隔は1.2m以上離れた席で。
- 食事の前後はテーブルを消毒し。
- 給食の配膳は子どもが着席の状態保育者（ゴム手袋装着）が行う。

5 昼食前にポリリエットで手洗い消毒し検温を行います。

※ 当面の間、お弁当について下記の配慮をお願いします。

・おかずはお子様が一口で食べられる（お口に入れられる）大きさに。

・麺類などお子様が吸る（すする）必要があるものはお控えください。

（その他 昼食の注意事項のお手紙や4月説明会でお渡ししたガイドブックをご確認ください。）

マスクの取扱いについて（取組の継続）

【登降園時】

- 1 お子様はできるだけご自宅から幼稚園玄関までマスクを着用してください。（バス乗車中含む）
- 2 保護者や送迎の方は門前から園敷地内は必ずマスクを着用してください。

【保育中】

- 1 登園後、できるだけ保育中もマスクをして過ごします。（マスクを外す場合は各自のリュックのポケットに収納します）
 - 2 発熱、鼻水、セキ等の症状を呈した場合、直ちにマスクを着用します。
 - 3 継続してマスクの着用が難しい場合は、状況を見ながらマスクの着用を促します。
- ※ なお、発汗や顔のほてり、息苦しい様子等が認められた時（バス乗車中含）は保育者の判断でマスクをはずすことがありますので、ご理解ください。
- ※ また、その他不安などありましたら、個別に対応させていただきますのでご相談いただければ幸いです。

以上です。

別紙一覧

園への連絡事由	お休みいただく期間等
① 園児および同居のご家族が感染（検査陽性）した	保健所による療養期間の間（注）
② 園児が「感染の可能性のある園児」又は保健所から濃厚接触者と判定された	<p>外出自粛期間の間（陽性者との最終接触日の翌日から起算して7日間）</p> <p>例：最終接触日1/31の場合→2/7まで</p>
③ 園児の同居のご家族が「感染の可能性のある方」となった	<p>当該同居のご家族の外出自粛期間の間（陽性者との最終接触日の翌日から起算して7日間）</p> <p>例：最終接触日1/31の場合→2/7まで</p> <p>但し）当該ご家族が医療従事者等（※）で職場復帰の為所定の期間を経て抗原検査等を受け陰性が確認された場合には、この限りではありません。</p>
④ 園児の同居のご家族が保健所から濃厚接触者と判定された	<p>検査結果（陰性）が確認されるまで</p> <p>検査が受けられない場合は、③の通りとしてください。</p> <p>検査による陰性の確認後も、外出自粛期間中は濃厚接触者になった方による送迎はお控えいただき、家庭内でも感染対策を徹底してください。</p>
⑤ 園児に症状があり、保健所または医師の判断によりPCR検査を受ける	<p>検査結果（陰性）が確認されるまで</p> <p>但し）「感染の可能性のある園児」が外出自粛期間中に症状が出て検査を受けた場合には、結果が陰性であっても②の通りとしてください。</p>
⑥ 園児の同居のご家族に症状があり、保健所または医師の判断によりPCR検査を受ける	<p>検査結果（陰性）が確認されるまで</p> <p>但し）「感染の可能性のある方」が症状が出て検査を受けた場合には、陰性の確認後は、④の通りとしてください。</p>

※ 詳細は、札幌市公式ホームページ<濃厚接触者の外出自粛・健康観察期間の短縮について>をご参照ください。

※ 健康観察期間：外出自粛（待機）期間を終えても陽性者との最終接触日の翌日から10日間は、1日2回の検温と体調確認を行っていただきます。

注：療養期間について保健所のHPに示されている基準は下記のとおりです。個別の詳細は、陽性となった方（保護者）から保健所へご確認ください。

(1) 症状のある方については、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合。

(2) 症状のない方については、検体採取日から7日間経過した場合。